

## 別表6 非常用発電装置整備基準表

原則として下表によるが、施設の用途及び管理形態、非常用発電装置の方式、規模及び経年劣化の程度、並びに関係法令等を考慮し周期を変更して実施すること。

点検・整備周期 点検対象		日常点検	定期点検	精密点検	臨時点検	試験測定
		発電設備	発電機関係 原動機関係 ・始動装置系 ・燃料油系 ・潤滑油系 ・冷却水系 ・原動機・発電機系 ・制御盤系 ・給排気系 ・補機その他	1月1回以上実施  無負荷運転	1年1回以上実施  メーカー指針により実施	必要に応じて実施
建屋 建屋及び外部付属設備	1月1回以上実施		1年1回以上実施	——	その他必要に応じて実施	その他必要な事項 必要の都度
他 燃料等の備蓄、貯蔵槽の状況点検	1月1回以上実施		1年1回以上実施	必要に応じて実施		
その他	予備品等の備蓄状況の点検	——	随時	——		——

- 注 (1) 整備周期に対応する具体的な作業内容は、本基準に基づいて各施設で作成する実施計画による。  
 (2) 実施計画の作成にあたっては、取り扱い説明書をよく理解し、本基準に基づいて内容を充分精査すると共に、一般機器及び電路における「巡視点検測定基準」(運用要領 別表-2)とも充分調整すること。